

船舶インシデント調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和5年3月22日 16時30分ごろ
発生場所	宮城県名取川河口の北方 閑上港南防波堤灯台から真方位316°800m付近 (概位 北緯38°10.5′ 東経140°57.7′)
インシデントの概要	プレジャーボートトトロⅡは、航行中、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	令和5年3月28日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート トトロⅡ、3.4トン MG3-9814（漁船登録番号）、個人所有 第260-31433号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南、風力 2、視界 不良 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の初期 宮城県仙台市東部には、3月22日04時06分に濃霧注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、宮城県名取市閑上漁港を出港して同漁港東方沖で釣りを行った後、帰航することとした。 本船は、船長が操舵室内の操縦席に座り、約3ノットの対地速力で手動操舵により西進中、濃霧により視界が制限される状態となったものの、目視のみで見張りを行いながら航行を続けていたところ、名取川河口の北方の砂浜に座洲した。 船長は、自力で砂浜に上陸し、知人を通じて本船を管理している漁業協同組合へ本インシデントの発生を連絡し、同組合の職員が海上保安庁に通報を行った。 本船には、レーダー及びGPSプロッターが装備されており、船長は、本インシデント当時、レーダーは使用せずにGPSプロッターを使用できる状態にしていたものの、目視のみで航行が可能であると思い、GPSプロッターで船位を確認していなかった。 船長は、濃霧で視界が悪かったので、無理に航行を続けず、沖合で錨泊していれば良かったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、濃霧により視界が制限された状況下、西進中、船長が目視のみで見張りを行いながら航行を続けたことから、陸岸に接近していることに気付かず、砂浜に座洲したものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、濃霧により視界が制限された状況下、西進中、船長が目視のみで見張りを行いながら航行を続けたため、陸岸に接近していることに気付かず、砂浜に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、濃霧等により視界が制限された状況下で航行する場合、自船の位置を確認するため、目視のみならず、GPSプロッター及びレーダーを適切に活用すること。